

福祉サービス利用までの流れ

1. 障害福祉課にて

- ・福祉サービス利用の申請
- ・必要な書類の受領

2. 相談支援事業所にて

- ・福祉サービス利用についての相談
- ・計画作成に向けて契約、聞き取りなど

3. 計画案の作成・交付

4. 支給決定

- ・障害福祉課より福祉サービス受給者証の発行

5. サービス担当者会議

6. 計画の作成・交付

福祉サービス利用開始

※サービス利用開始後は、**モニタリング**という定期的なサービス利用状況の確認があります。

実際にサービスを利用してみてどうだったか・・・？

お話を伺いしてサービスの調整等を行います。

ご利用案内

◇サービス提供時間

平日(月～金) 9:00～16:30

◇休み

土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

◇利用方法

まずは電話でご連絡ください。

相談の日程を調整させていただきます。

交通案内

◇新京成線 五香駅西口から徒歩 13 分

◇新京成線 八柱駅、常盤平駅

JR 武蔵野線 新八柱駅から

新京成バス「牧の原団地」行き

牧の原団地下車(終点) 徒歩 3 分



〒270-2218 松戸市五香西 3-7-1

健康福祉会館(ふれあい 22)内 2 階

TEL:047-710-0323 FAX:047-710-0324

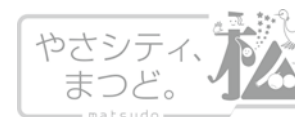
E-mail:mckeikakusoudan@city.matsudo.chiba.jp



指定特定相談支援事業者 12324-00125

指定障害児相談支援事業者 12724-00084

千葉県医療的ケア児等支援者養成研修を修了した
相談支援専門員を配置しており、医療的ケアのある
お子さんの計画作成も受け付けています



松戸市こども発達センター 相談支援事業所では

このような相談をお受けしています



将来のことを考えると不安。
みんなどんな生活をしているの？

この子を抱えてお風呂に入れるのは大変。
腰痛もひどくなってきたし、誰かに手伝ってもらえないかしら…？

学校が休みの日にどこか遊びに連れて行ってくれる人はいるかしら？

友達のお母さんは、ヘルパーさんに来てもらっていると言っていたけど、利用するにはどのような手続きが必要なのかわからない。

子どもにもっといろいろな経験をさせてあげたい。

学校が終わった後、どこか過ごせる場所はないかしら？

親戚に何かあったら、遠方だからこの子は連れていけないわ。今のうちにどこか泊まれる場所を考えておきたい。



相談について

どのようなことをしてくれますか？

- ・お子様の発達面や幼稚園・学校生活上の心配事など、生活全般に渡り、相談をお受けします。
- ・それぞれの方の状況に応じた支援を、ご本人、ご家族のご希望をお伺いし、一緒に考えます。
- ・各種福祉サービスの情報提供、必要に応じてサービス提供事業所の見学・調整等を行います。

どのような人が相談できますか？

0歳～18歳までの障害児
または発達に心配のある児童とそのご家族
(障害者)手帳の有無は問いません。

相談にお金はかかりますか？

相談は無料です。
サービス等利用計画等を作成した場合でも、保護者の方の費用負担はありません。
(※H24.4.1 から福祉サービスを利用する方はサービス等利用計画等の作成が必要となりました。)

事業所に行かなければ相談できないのですか？

来所、訪問、電話により専門の相談員
(相談支援専門員)が相談に応じています。